



85歳で自主的に運転をやめた
飯塚正望さんと妻の清子さん

65歳以上の皆さんへ

運転免許を返納しませんか



高齢者の運転による交通事故を減らすため、自主的に運転免許を返納する65歳以上の人を支援します。運転に不安を感じている人、家族から返納を勧められている人などは、運転免許の返納をご検討ください。

■問合せ／環境生活課生活安全担当 ☎ 22-5111

支援対象者

次の全てに該当する人が対象です。

- ①平成24年1月1日以降に運転免許の全てを自主返納した人
 - ②返納した時点で満65歳以上の人
 - ③申請時に本市に住所を有する人
- ※免許証の有効期限の切れている人は該当しません。

支援内容

次のうち、希望の乗車券を組み合わせで交付します。
(1人1回限り。いずれも6,000円以内)

- ①市民バスの回数乗車券
- ②のりあいタクシーの回数乗車券(田沢・山上地区のみ)

申請期限

「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から、
1年間 ※平成29年3月31日以前に自主返納した人は平成30年3月31日まで

申請方法

- ①有効期限内の全ての運転免許を自主的に返納します。

【返納の手続き先】

- ・米沢警察署(平日8時30分～16時30分)
 - ・最寄りの交番、駐在所(平日9時～15時)
- ※交番、駐在所で手続きする場合は事前連絡が必要です。

- ②「申請による運転免許の取消通知書」が交付されます。
- ③環境生活課(市役所4階)で希望の乗車券の交付手続きをします。

【持ち物】

- ・印鑑
 - ・本人確認できるもの(保険証など)
 - ・「申請による運転免許の取消通知書」の写しまたは「運転経歴証明書」の写し
- ※代理で申請する場合は代理人の身分証明書(運転免許証など)と印鑑も必要です。

